

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成17年9月29日(2005.9.29)

【公開番号】特開2003-343469(P2003-343469A)

【公開日】平成15年12月3日(2003.12.3)

【出願番号】特願2003-554(P2003-554)

【国際特許分類第7版】

F 04 C 25/02

F 04 B 45/04

F 04 C 23/00

F 04 C 29/00

【F I】

F 04 C 25/02 K

F 04 B 45/04 101

F 04 C 23/00 E

F 04 C 29/00 J

F 04 C 29/00 N

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月21日(2005.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0065

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0065】

小径部202は、駆動源としての電動モータMから回転軸19, 20を介して主ポンプ49に至る主駆動経路の一部(この一部は、回転駆動軸M1、軸継ぎ手10, 回転軸19, 20の一部及び歯車39, 40のことである)を含む副駆動経路を構成する。補助ポンプ56Bは、前記副駆動経路を介して駆動力を得るように、前記主駆動経路から外れた前記副駆動経路に連結されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0067

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0067】

補助ポンプ56Cを構成するポンプハウジング70Cは、一体形成されている。弁押さえ74にはシリンダ741が一体形成されており、シリンダ741内にはガイド体78Cがスライド可能かつ回転不能に嵌入されている。ガイド体78Cは、軸受け77Cを介してカム部75に支持されている。ガイド体78Cは、第4の実施の形態におけるガイド体78と同じ役割を果たし、カム部75が回転すると、ガイド体78Cは、軸線M11の方向へ移動する。ガイド体78Cは、シリンダ741内に作用室742を区画する。つまり、ガイド体78Cは、容積変更体としてのピストンである。カム部75、環状溝76、ローラ79、ラジアルベアリング80及びガイド体78Cは、ガイド体78Cを軸線M11の方向へ往復させるための変換機構81Cを構成する。